

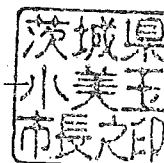


小美玉市告示第232号

平成30年7月豪雨による被災納税者に対する小美玉市税の申告，納付等の延長後の期限について次のとおり告示する。

平成30年12月 17日

小美玉市長 島 田 穰



小美玉市税条例（平成18年小美玉市条例第54号。以下「条例」いう。）第18条の2第1項の規定に基づく平成30年小美玉市告示第165号において別に告示で定めることとされている期日は，その期限が平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについて，平成30年12月25日とする。

都道府県	指定区域
岡山県	岡山市北区，岡山市東区，倉敷市真備町，笠岡市，井原市，総社市，高梁市及び小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区，呉市，竹原市，三原市，尾道市，東広島市，江田島市，安芸郡府中町，安芸郡梅田町，安芸郡熊野町及び安芸郡郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市，大洲市及び西予市